

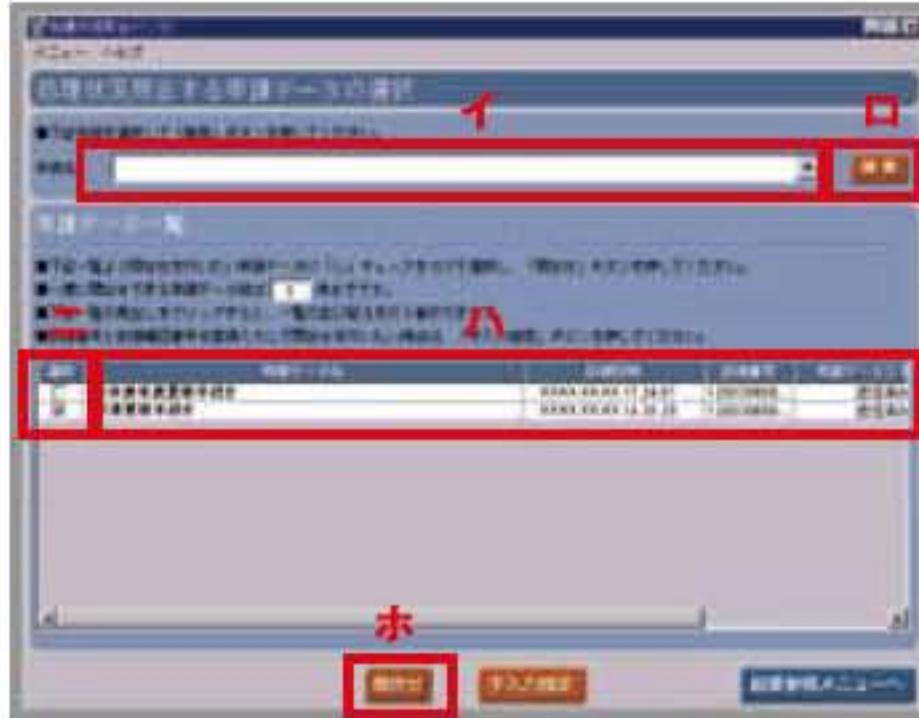
※審査結果の確認



●正常に受け付けられた申請データは厚生労働省で審査されます。審査結果も電子申請ソフトで確認します。

●電子申請メニュー画面から「申請データ・申請結果の参照」を選択すると、結果参照メニュー画面が表示されますので、「処理状況照会」を選択してください。

※審査の終了をメール等でお伝えすることはありませんので、審査結果については、ご利用者の方がその都度確認してください。



●処理状況照会する申請データの選択画面が表示されますので、上記イから「③申請データの送信」で送信した申請データを選択の上、上記ロ「検索」を選択してください。

●上記ハに選択した申請データの記入様式が表示されますので、審査状況を確認したい様式について、上記ニの選択欄にチェックの上、上記ホ「問合せ」を選択してください。

●その後、画面の案内に従い操作してください。



●処理状況照会結果画面が表示されますので、審査状況（結果）欄で内容を確認してください。

●この画面を印刷したい場合は「印刷用レイアウト表示」を選択し、次の画面で印刷を行ってください。

④電子納付

●電子申請による年度更新申告手続きを行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

●電子納付が可能な期間は、申請日からおよそ3ヶ月以内（※）です。
※申請日の月に3を加えた日の申請日に一番近い実在日
（例えば3を加えて「11月31日」となる場合は、「11月30日」となります。）

●インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy（ペイジー）に対応していることが必要です。
（対応金融機関はPay-easy（ペイジー）ホームページ（http://www.pay-easy.jp/payeasy_facilities/financial.htm）を参照してください。）

●労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。

収納機関番号 00400
納付番号 1234123412341234 (例)
納付確認番号 12345678 (例)



A 電子申請による年度更新申告手続きと同時に電子納付を行う場合
申請データの送信後、申請データの受付結果通知画面において「引き続き電子納付を行う」を選択し、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請から30分以内に電子納付を行ってください。時間を経過しますと、この方法による電子納付はできませんので、他の方法により電子納付を行ってください。

B 電子申請による年度更新申告手続き後、後日電子納付を行う場合
申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」及び「納付確認番号」が必要となります。この画面を予め印刷しておくとう便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続き後、後日ATMにより電子納付を行う場合
申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」及び「納付確認番号」が必要となります。この画面を予め印刷しておくとう便利です。



Pay-easy（ペイジー）とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN（マルチペイメントネットワーク）が提供するサービスです。
詳しくはこちらまで
<http://www.payeasy.jp/index.html>